

ひとり親家庭日常生活支援事業
令和元年度 家庭生活支援員（子育て支援）養成研修 実施要項

1. 目的

母子家庭、父子家庭及び寡婦が修学・疾病等により、一時的に子育て支援が必要な場合、家庭生活支援員を派遣して保育サービス等を行う日常生活支援事業の支援体制を強化するため、家庭生活支援員の養成及び資質向上のための研修を実施します。

2. 主催 社会福祉法人 熊本県ひとり親家庭福祉協議会

3. 日程 別紙1参照

研修時間は計27時間。（講義10.5時間、見学1時間、自宅学習15.5時間）

4. 場所 （熊本市会場） 11月 3日・24日：母子・父子休養ホーム
11月17日：嘉島町民会館

5. 研修費 無 料

6. 申込方法 受講をご希望の方は別添の受講申込書に必要事項を記入の上、郵送またはFAXでお申し込みください。

7. 締め切り 令和元年10月31日(木) ※人数把握のため、早めのお申し込みをお願いいたします。

8. 家庭生活支援員の登録について

①全日程を終了された方に、修了証明書を交付します。

②修了者は、生活支援員の子育て支援者として登録することができます。

登録等については、お住いの市町村役場のひとり親家庭担当課または下記へお尋ねください。

9. 託児について

託児を希望される方は、受講申込書に必要事項を必ずお書きください。

予約のないお子様は、お預かりできない場合があります。

10. 問合せ・申込先

社会福祉法人 熊本県ひとり親家庭福祉協議会

〒862-0912 熊本市東区錦ヶ丘 34-23 Tel:096-331-6735 Fax:096-331-6738

平成元年度 家庭生活支援員(子育て支援)養成研修 日程表

【1日目】10:30～16:00

	時間/講師	研修内容	時間
11月3日	10:30～11:00 開 講	◇あいさつ ひとり親家庭日常生活支援について	
	11:00～12:00 シャイニング	◆生活支援について ①被援助者の家庭における生活支援を行う際の注意点等 ②家庭生活支援員としての心得	1
	13:00～14:30 東消防署	◆緊急時の対応と応急措置 体調不良の時、病気の時、病気の回復期、事故を起こした場合などの際の応急措置などについて実技指導を交えて学ぶ。	1.5
	14:30～16:00 御幸保育園 渡邊 綾子	◆児童にとっての遊び 具体的な例を検討することを通じて、出来るだけ実践的に容易に応用することが可能な知識を学ぶ。	1.5

【2日目】10:00～15:00

11月17日	10:30～11:30 ・県子ども家庭福祉課 ・ひとり親家庭 福祉協議会	◆ひとり親家庭支援制度 ①ひとり親支援に関する公的制度 ②ひとり親家庭の現状等について	1
	託児ルーム 保育士	◆保育見学(観察内容) ①児童の様子 ②保育士のかかわり方(食事・遊び)など ③絵本の読み聞かせ	1

【3日目】10:00～16:30

11月24日	10:00～12:00 熊本大学附属病院 特任教授 三 瀨 浩	◆児期の発達(乳幼児期・学童期) 0歳から10歳位までの乳幼児の発達に関する基本的事項を学ぶ。	2
	13:00～15:00 熊本赤十字病院 小児看護専門看護師 田代 祐子	◆児童の病気 ①0歳から10歳位までの児童がかかりやすい病気とその特徴及び看護方法。 ②子どもの健康状態の観察方法。	2
	15:00～16:30 県健康づくり推進課参事 嶽下小百合	◆児童の成長と食生活 ①健康管理という視点から見た食生活について。 ②活動中に食事を与えるときの注意点。	1.5

《研修の概要》

ア 児童発達と遊び

0歳から10歳くらいまでの児童の発達に関する基本的事項を学ぶ。
具体的な例を検討することを通じて、できるだ実践的に容易に応用することが可能な知識を学ぶ。

イ 健康管理と緊急対応

0歳から10歳くらいまでの児童のかかりやすい病気についてその特徴を学ぶ。
体調不良の時、病気の時、病気の回復期、事故を起こした場合などの際の応急措置などについて実技指導を交えて学ぶ。

ウ 生活支援

被援助者の過程における生活支援を行う際の注意点等について学ぶ。

エ ひとり親家庭支援制度

ひとり親支援に関する公的制度やひとり親家庭の現状等について学ぶ。

ひとり親家庭等日常生活支援事業

病気やその他の理由により、一時的にサポートが必要な母子・父子・寡婦家庭に、食事や掃除、子ども等の身の回りの世話をを行う家庭生活支援員の登録者を随時募集しています。

◆ 家庭生活支援員になるには

家庭生活支援員の登録要件

家庭生活支援員として登録するには、保育士、ホームヘルパーなどの資格を有すること等、一定の要件があります。

	家庭生活支援員（子育て支援）	家庭生活支援員（生活援助）
支援内容	原則、居宅で子どもの預かりができる人	利用者の自宅で、家事支援や買物等の支援ができる人
保有資格等	下記のいずれか <ul style="list-style-type: none"> • 保育士 • 看護師 • ファミサポの支援員養成カリキュラムの項目を全て受講した人 • ひとり親家庭生活支援員養成研修修了者 	下記のいずれか <ul style="list-style-type: none"> • ホームヘルパーなどの介護系の資格を有する人 • 看護師

家庭生活支援員への手当

家庭生活支援員が支援を行った時間数と内容に応じて支給されます。

支援完了報告書を提出後に、利用者の自己負担額を除く差額が支払われます。

子育て支援（1時間あたり）

居宅内（昼間 9:00～18:00）	740 円
居宅内（早朝～9:00・夜間 18:00～）	920 円
居宅外の適切な場所	1,100 円

生活援助・子育て支援（1時間あたり）

利用者の自宅 （昼間 9:00～18:00）	1,530 円
利用者の自宅 （早朝 ～9:00 夜間 18:00～）	1,910 円

※時間帯は、昼間を午前9時から午後6時として、それ以外の時間は早朝・夜間（午前9時以前/午後6時以降）として計算します。

※子育て支援で、2人以上の子どもの保育をした場合、2人目以降の子どもは子ども1人の場合の負担額に0.5を乗じた額が加算されます。

◆時間帯は、市町村によって異なります。お住いの市町村のひとり親家庭担当課へお尋ねください。

手続き

お住いのひとり親家庭等日常生活支援事業窓口へ、必要書類をそろえて手続きを行います。

窓口については、お住いのひとり親家庭担当課へお尋ねください。

※ひとり親家庭日常生活支援事業を行っていない市町村もあります。

◆番号をお間違えないようにお気を付けください。

熊本県ひとり親家庭福祉協議会あて ⇒ **FAX 096-331-6738**

令和元年度 家庭生活支援員(子育て支援)養成研修会
受 講 申 込 書

《熊本市会場》

令和 年 月 日

ふりがな		
氏 名		
生年月日	昭和・平成 年 月 日 (歳)	
住 所	〒	
電話番号		
現在お持ちの 資 格	<input type="checkbox"/> 印をしてください。 <input type="checkbox"/> ホームヘルパー <input type="checkbox"/> 准正看護師 <input type="checkbox"/> ケアマネージャー <input type="checkbox"/> 介護福祉士 <input type="checkbox"/> 介護職員初任者・実務者研修終了 <input type="checkbox"/> 保育士・幼稚園教諭 その他 ()	
母子会について	あなたは母子会員ですか? はい ・ いいえ	
託児希望 ※申込みのないお子 さんはお預かりで きない場合があります	ふりがな 氏 名	(年 月 日生) 男・女
	ふりがな 氏 名	(年 月 日生) 男・女
	ふりがな 氏 名	(年 月 日生) 男・女

○家庭生活支援員として活動できる曜日・時間(参考まで)

例) 平日の午後6時以降、土・日、月曜日の午前中のみ など。